

道路運送法第 9 条第 5 項に基づき提出された意見

阪急バス豊能西線の運賃改定にあたり、道路運送法第 9 条第 5 項に基づき、下記のとおり意見募集を実施しました。

【募集期間】 8 月 1 日～8 月 23 日

【募集方法】 広報・ホームページ

【提出者数】 4 名

意見の概要	町の考え方
会社員の賃金は 10%も上がっておらず、220 円から 250 円に上がることに納得できない。	全国的に路線バスを取り巻く環境は、利用者数の減少、燃料価格高騰、深刻な運転士不足と厳しさを増しており、阪急バス株式会社は安定的にサービスを提供するため、大阪エリアで運賃（特殊区間制 1 区運賃）を 230 円から 250 円に改定する予定です。豊能町においても路線バスを維持していくため、受益者負担の原則に基づき、利用者に適正な範囲で負担していただく必要があると考えます。 なお、令和 5 年度の豊能西線の収支率は 52.9%であり、収支均衡とするには利用者数が約 1.9 倍に増える必要があります。また、深刻な運転士不足、収支率を考慮すると運行本数を増やすことは難しいと考えます。
13%強の値上げ幅は大きく、減額を求める。	
何人の乗客が必要なのかを示した上で値上げして欲しい。	
運賃改定は利便性を改良してから後の事だと思う。	
バスの運賃が上がり、本数が減ると人口減少につながり過疎化が加速する。	
20 分に 1 本は必要である。	
どの時間帯も 30 分に 1 本は確保して欲しい。	